

2015 年度一橋大学法科大学院科目等履修生入学手続要項

手続書類の提出について

新規で申し込まれた方以外は、2015年度後期については現在使用している学生証の有効期限の延長となりますので、今回特に手続きはありませんが前回申請時から住所が変わった方は、必ず住所変更届を提出してください。※用紙は、**法科大学院事務室**にあります。

授業料の納入について

- (1) 納入金額： 14,800円(2015年度後期分)
- (2) 納入期間： 原則は、振込用紙受取後～10月末日までですが、期限が過ぎても納入が可能ですので、期限が過ぎた場合でも必ず速やかに納入してください。
- (3) 納入方法： 大学(経理調達課)から振込用紙が10月中旬以降に郵送される予定ですので、指定の銀行に振り込んでください。

授業料に関する注意事項

期限(前期は9月末、後期は3月末)までに支払いがない場合は、学則14条により除籍となります。

法科大学院修了生の最終取得学位は、法学研究科法務専攻(法科大学院)の専門職学位課程修了による「法務博士(専門職)」となりますが、科目等履修生として発生した「在学および除籍」の事実も本学における学歴となります。したがって、就業先等からの学歴照会に対する回答には、これらの内容も含まれます。

授業料未納により科目等履修生を除籍になったことが就職先で問題となることもある(詳細はお伝えできませんが、実際にそのような例がありました)ので、注意してください。

その場合でも本学ではいかなる対応もできません。

科目等履修生の除籍、およびその経緯は、学生身分の異動として、法科大学院教授会に報告されます。

後期の申請については、前期未納の場合学生証が発行されません(現在も科目等履修生の場合、手元の学生証は失効となります)。